富士河口湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件など、 令和4年度の人事行政の運営状況等について公表します。

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の概要

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増員理由

区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
部門	令和4年度	令和5年度	刈削牛垍峽級	土な増減连田
一般行政	171	174	3	
教 育	17	19	2	
公営企業等	17	17	0	
合 計	205	210	5	

(2) 採用及び離職の状況

	区分			離職(人)								
		採用(人)					免職		派遣	0.71		
部門			定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	帰任	合計
一般	设行政	9		1	2							3
教	育	1	1									1
公営分	企業等											
合	計	10	1	1	2							4

- (注1)採用は、令和4年4月2日から令和5年4月1日の間に採用した人数です。
- (注2)離職は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に離職した人数です。

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況(令和3年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
13,734,218 千円	1,974,449 千円	14.4%

(2) 職員給与費の状況 (令和3年度普通会計決算)

職員数(人)		一人当たり給与費			
A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
104	千円	千円	千円	千円	千円
184	603,038	102,527	213,186	918,751	4,994

- (注) 職員手当には退職手当は含みません。
- (3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
一般行政職	302,341 円	336,559 円	41.5 歳	
労務職員	240,925 円	248,654 円	57.8 歳	

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)の合計です。

(4) 初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
加又114以相	高校卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円
光效啦目	高校卒	147,900 円	158,580 円	_
労務職員 	中学卒	139,900 円	140,949 円	_
看護・保健職	大学卒	209,800 円	219,735 円	_

(5) 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年
	大学卒	261,967 円	328,571 円	361,780 円
一般行政職	高校卒	一円	一円	一円
技能労務職	高校卒	一円	一円	一円
1又 肚力 / 穷 概	中学卒	一円	一円	一円
看護・保健職	大学卒	一円	一円	一円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・主事補	24人	20.0%
2級	主任	18人	15.0%
3級	係長・主査	22人	18.3%
4級	課長補佐・主幹	25人	20.9%
5級	課長・課長補佐・主幹	19人	15.8%
6級	課長	12人	10.0%

- (注1) 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- (注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
- (7) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年度の人事評価の結果を令和4年度の勤勉手当に反映させている。

(8) 期末手当・勤勉手当の状況

富士河口湖町		Щ	梨県	国	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給	額(令和3年度)		_
	1,421 千円		0 千円		
支給割合(令和	和3年度)	支給割合(令和3年	度)	支給割合(令和3年	度)
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(加算措置の制	犬況)	(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、	職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の	の級等による加算措置	職制上の段階、職務	の級等による加算措置
役職加算 5~18	5%	·役職加算 5~20%·	管理職加算 10~25%	・役職加算 5~20%	· 管理職加算 10~25%

(9) 退職手当の状況(令和4年4月1日現在)

区分	富士河	可口湖町	玉				
区 分 	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709月分			
最高限度額	47.7090 月分	47.709月分	47.7090 月分	47.709月分			
その他の加算措置	定年前早期	退職特例措置	定年前早期退職特例措置				
ての他の加昇相直	2~	$\sim\!20\%$	2~45%				
1人当たり平均支給額	16,20	35 千円	_				

(10) 地域手当

該当なし

(11) 特殊勤務手当

該当なし

(12) 時間外勤務手当(令和2年度、令和3年度普通会計決算)

公和 9 左座	支給総額	29,213 千円
令和3年度	1人当たり平均支給年額	166 千円
今和 0年度	支給総額	17,189 千円
令和2年度	1人当たり平均支給年額	115 千円

(13) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
	配偶者 6,500 円				
扶養手当	配偶者以外 6,500 円 子 10,000 円	同		15,234 千円	241,805 円
1大食十日	満 16 歳年度初めから満 22 歳年度茉までの間にあ			15,254 🗔	241,005 □
	る子1人につき 5,000 円				
	加算				

休日勤務手当 寒冷地手当	5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円 5種 51,900円 5種 49,600円 1. 世帯主である職員 ・扶養親族がいる職員 89,000円 ・扶養親族がいない職員	同同		11,820 千円	622,105 円
	5種 課長 6級 4種 62,300 円 5種 51,900 円 5種 51,900 円 5種 49,600 円 1. 世帯主である職員 ・扶養親族がいる職員 89,000 円	同			
	5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円 5級 4種 59,500円 5種 49,600円 1.世帯主である職員 ・扶養親族がいる職員	同			
休日勤務手当	5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円 5級 4種 59,500円 5種 49,600円 1.世帯主である職員 ・扶養親族がいる職員				
休日勤務手当	5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円 5級 4種 59,500円 5種 49,600円				
休日勤務手当	5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円 5級 4種 59,500円 5種 49,600円				
	5種 課長 6級 4種 62,300 円 5種 51,900 円 5級 4種 59,500 円			11,820 千円	622,105 円
	5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円			11,820 千円	622,105 円
	5種 課長			11 000 T III	000 10× III
	with mile TV	1 7	i		
管理職手当	4種 ·総務課長·複雑困 難課長	同			
	60 km 31,600 円				
	55 km~60 km 29,800 円				
	50 km~55 km 28,000 円				
	45 km~50 km 26,200 円				
	40 km~45 km 24,400 円				
	35 km~40 km 21,600 円				
	30 km~35 km 18,700 円				
	25 km~30 km 15,800 円				
	20 km~25 km 12,900 円				
	15 km~20 km 10,000 円				
	10 km~15 km 7,100 円				
	5 km~10 km 4,200 円				
	~5 km 2,000 円				
地 割十ヨ	以上であること	ΙΗJ		7,495 千円	61,429 円
通勤手当	合の通勤距離が片道 2 km	同		7 405 7 111	<i>C</i> 1 400 ⊞
	より通勤するものとした場				
	を常例とすること、徒歩に				
	のために自動車等の使用				
	2.自動車等の使用者通勤				
	運賃等相当額				
	55,000 円以下については				
	こと運賃等相当額が				
	離が片道 2 km以上である				
	ものとした場合の通勤距				
	こと、徒歩により通勤する				
	賃等の負担を常例とする				
	利用を常例とすること、運				
	勤のために交通機関等の				
	1.交通機関等の利用者通				
	27,000円				
	家賃 55,000 円以上				
	+11,000円				
	(家賃-27,000 円)×1/2				
	55,000 円未満				
	家賃 27,000 円を超え				
12/11 1 -1	家賃-16,000円	1. 3		0,710 111	200,200 1
住居手当	家賃 27,000 円以下	同		6,715 千円	258,269 円
	28,000円)				
	支払っている職員(上限				
	16,000 円を超える家賃を				
	該住宅に居住し、月額				
	住宅を借り受け、現に当				
	1.職員の居住する借家・借間自ら居住するための				

2. 2	の他の職員		
36, 800	円		

(14)特別職の給与等の状況(令和4年4月1日現在)

		給与月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
	町長		6月期 1.475月分	
給		650,000 円	12月期 1.625月分	
			計 3.10月分	
	副町長		6月期 1.475月分	
料		572,000 円	12月期 1.625月分	
			計 3.10月分	
報	議長	252,000 円	6月期 1.6月分	
酬	副議長	202,000 円	12月期 1.75月分	
	議員	174,000 円	計 3.35月分	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

٠.						
	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間		
	7時間45分	8時30分	17時15分	12時~13時		

(2) 年次有給休暇の使用状況(令和4年)

令和4年1月1日~令和4年12月31日までの平均取得日数 11.7日

(3) 休暇の導入状況(令和4年4月1日現在)

年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。				
傷病休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要と認められる期間。				
特別休暇(主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、生理休				
付別が吸(主なもの)	暇など				
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があ				
刀 i要/NH双	るものの介護をする場合、連続する6ヵ月の期間内で必要と認められる期間				

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数(令和4年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	3 人	
女性職員	11 人	
計	14 人	

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和4年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
			_	_	

(2) 懲戒処分者数(令和4年度)

戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
	_	_		_	_

5 服務の状況

- (1) 服務規律遵守のための取組み(令和4年度)
 - ① 年度始めにおいて、町長より全職員に綱紀粛清について訓示した。(4月)
 - ② 職員の年末年始における綱紀の粛正についての訓令を通知した。(12月)
 - ③ 仕事納めの式に、副町長より年末年始の綱紀の粛正について全職員に訓辞した。(12月)
- (2) 兼職・兼業の許可件数 (令和4年度)

許可件数 26件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

市町村職員研修所研修

① 階層新(新採用者)研修 7研修

② 階層現 (現任者) 研修 5 研修

③ 階層監(監督者)研修 5研修

④ 階層管(管理者)研修 3研修

⑤ 階層共(共通)研修 10研修

⑥能力開発研修5 研修⑦支援研修1 研修

研修職員数延べ 計158名

7 福祉及び利益の保護の状況

- (1)厚生福利事業の概要(令和4年度)
 - ① 職員の健康診断の状況

対象職員数	受診者数	受診率
209 人	194 人	92.8%

② 町表彰規則に基づく職員永年勤続表彰

規定なし

③ 職員互助会補助金

会員数	補助金額	補助率
199 人	0円	0%

④ 公務災害補償の状況

区分	一般行政職	看護保健職	技能労務職	計
認定件数	0	0	0	0

公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申し立てに関し必要な措置を講ずるとされています。 令和4年度の状況は次のとおりです。

- (1) 勤務時間に関する措置の要求の状況について・・・・・該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況について・・・・該当なし